

別記

要 求 条 項

- 一 退職手当ノ制定
 - 一 甲 七 俸制及ニシテ 退職金方十回ノ支給セヨ
 - 二 退職金ノ制定ノ改善
 - A 現行退職金割合ヲ撤廃シ 契約者高ニ対シ以テ 俸給料ノ五分ノ年々支給スルニシテ 尚退職ノ際ハ 現在契約者俸有高収入 俸給料之ヶ年分ノ五分ヲ前拂スルニシテ
 - B 勤務中ニ於テハ 俸給料ノ支給率ニ其存因ニヨリ死亡ニ対スル年終金契約割合確認
 - 三 勤務中ニ於テハ 俸給料三ヶ月以上ニ支給スルニシテ
 - 四 賞与金ハ 年終ニ支給スルニシテ 一般社員ニ公表スルニシテ
 - 五 免給割合ニ改善シテ 一般社員ニ公表スルニシテ
 - 六 免給割合及ニシテ 週間ノ休業至ニ該期間中俸給反給制ノ確認
 - 七 免給割合及ニシテ 週間ノ休業至ニ該期間中俸給反給制ノ確認
 - 八 免給割合及ニシテ 週間ノ休業至ニ該期間中俸給反給制ノ確認
 - 九 免給割合及ニシテ 週間ノ休業至ニ該期間中俸給反給制ノ確認
 - 十 免給割合及ニシテ 週間ノ休業至ニ該期間中俸給反給制ノ確認
- 二 退職手当ノ積立金元利即時返却スルニシテ
- 三 退職手当金及ニシテ 退職金積立金元利即時返却スルニシテ
- 四 退職手当金及ニシテ 退職金積立金元利即時返却スルニシテ
- 五 退職手当金及ニシテ 退職金積立金元利即時返却スルニシテ
- 六 退職手当金及ニシテ 退職金積立金元利即時返却スルニシテ
- 七 退職手当金及ニシテ 退職金積立金元利即時返却スルニシテ
- 八 退職手当金及ニシテ 退職金積立金元利即時返却スルニシテ
- 九 退職手当金及ニシテ 退職金積立金元利即時返却スルニシテ
- 十 退職手当金及ニシテ 退職金積立金元利即時返却スルニシテ

日本労働同盟連合会 厚生部 厚生課 厚生課長 日比野 支那

以上